

F 現代中国 I〔自由〕 10月26日 10:00—12:00 23号館 205

座長：趙宏偉（法政大学）

報告1：隋藝（筑波大学大学院）

都市における地域社会の統合及び「群衆工作」

——1948—1950年、東北解放区を事例に——

報告2：伊藤一彦（中国研究所）

中国における朝鮮戦争評価

報告3：山岸健太郎（中京大学非常勤講師）

中国の国連安全保障理事会における拒否権行使

報告1：隋藝「都市における地域社会の統合及び「群衆工作」——1948—1950年、東北解放区を事例に——」

要旨：本報告は、遼寧省を中心とする中国東北地域を対象とし、中華人民共和国建国前後、中国共産党による都市における基層社会の統合プロセス及びその「群衆工作」の特徴を明らかにする試みである。具体的には、1948年から1950年にかけて、実施された「戸籍調査」「反動党団特登記」「保甲制度廃止」や「宣伝網建設」などを手掛かりとして分析を進める。周知のように、中国東北は全国で最初に「解放」された地区であり、共産党の都市における革命を展開したモデル地区でもあった。

研究史を見ると、共産党による社会変革について、共産党の「正統史観」に沿う通説では、土地改革により、農民と労働者が政治的自覚を高め、自発的に共産党を支持するようになったと記している。一方、この「正統史観」の論点に対する懐疑を抱きつつ、農民は利益関係（土地・金銭）に関わる判断の下で共産党を選択したとする説も近年では提起されている。また、この「正統史観」に対する懐疑を共有しながら、土地改革の暴力性・収奪性に注目する研究が現れたが、実証には不十分な点が残されている。このように従来通説を脱構築するような研究が進展しつつあるが、その一方で研究対象は、内戦期の農村社会の土地改革に集中しているように思われる。とくに、1949年を跨いで、都市社会を対象とする研究は手薄である。

本報告は、中国東北の都市社会に注目して、1949年前後に対して、連続的な視点を持って分析する。まず、東北「解放」初期の1949年までに、展開された「群衆工作」を考察する。都市社会において、民衆が初期的に共産党に従ったことについて、共産党の内戦での優勢や「解放区」での監視・強制の力が決め手であったという特徴を明らかにする。民衆の自覚や経済的利益は周縁的なものにすぎなかったと思われる。その後、1949年以降にあっては、国家の強制力が背後へ退いて、宣伝・教育によって、民衆を動員し、共産党のイデオロギーを共有させたように見える。1949年前後、都市社会における共産党の民衆に対する動員の構造が変化したものと考えられる。

自由論題 F 現代中国 I

以上のことを解明するために、『東北日報』『抗米援朝専刊』などの新聞資料以外に、『営口市公安史長編』（内部資料）『城市群衆工作研究』『城市的接管與社会改造—瀋陽卷』『宣伝鼓動員手冊』などの史料を使って論証していく。

報告 2：伊藤一彦「中国における朝鮮戦争評価」

要旨：2013年7月27日は、朝鮮戦争停戦協定締結60周年記念日にあたり、北朝鮮で行われた記念行事には、中国共産党中央政治局委員を兼ねる李源潮国家副主席が北朝鮮からの招請を受けて参加した。これに関し、中国外交部の洪磊副報道官が「朝鮮戦争停戦60周年」と述べ、各国メディアの注目を集めることになった。たとえば韓国の『中央日報』中国語電子版は、7月26日「中国、60年来初めて“抗米援朝戦争”に代え“朝鮮戦争”と表記」という見出しの記事で、中国は、中朝の特殊な関係の枠組みではなく、普遍的な国際社会の視角から中朝関係に向き合おうとしていると論じた。同紙はまた、中国の著名な国際問題専門家、時殷弘中国人民大学教授の、「中国は米国と、互いに尊重し、協力する新型大国関係の構築を進めており、そのため‘抗米’といった字句は避けたいのだ」という解説を掲載した。

これに対して中国の国防大学教授、徐焰少将は、朝鮮戦争と抗米援朝戦争は異なる概念で、前者は1950年6月25日に南北朝鮮間で勃発し、後者は同年10月25日、中国が参戦して始まったもので、上記のような理解は誤りであると主張した。徐焰少将はそれ以上詳しくは述べていないが、つまるところ抗米援朝戦争は朝鮮戦争の一部であり、1953年7月27日に締結された休戦協定は、全体としての「朝鮮戦争」を対象としているのであるから、洪磊副報道官が、「抗米援朝戦争」でなく「朝鮮戦争」と言うのは当然で、そこに何か意味があると考える余地はないというのであろう。

洪磊副報道官の「朝鮮戦争」という発言が、これ程議論の対象になったのは、中国において、朝鮮戦争に対する評価が変わってきていることを反映している。そうした状況を整理し、また、それを通じて、中国と北朝鮮との関係の変化を明らかにしようとする。

報告 3：山岸健太郎「中国の国連安全保障理事会における拒否権行使」

要旨：1971年10月25日の国連総会において決議第2758号が採択されたことにより、中国代表権問題は決着をみた。中国は総会をはじめとする各機関、会議で議席を得ると同時に、国連機構の中枢に位置し、唯一加盟国に対して拘束力をもつ決議（国連憲章第25条）を発することを任務とする安全保障理事会の常任理事国となった。

常任理事国には拒否権（Veto、憲章第27条第3項）が与えられているが、国連設立から冷戦期の中国議席による拒否権行使は、ソ連と米国に比べてきわめて抑制されたものだった。1971年までの中華民国によるものは0回、中華人民共和国に代表権が交代して以降の70年代は1回、80年代は0回、90年代は2回だった。

一方、2000年代以降の中国による拒否権行使は、相対的に増加傾向にある。単独での拒否権行使はないものの、ロシアと共同での拒否権行使を6回おこなった（2014年5月末ま

自由論題 F 現代中国 I

で)。ミャンマー問題（2007年1月）、ジンバブエ問題（2008年7月）、シリア問題（2011年10月、12年2月、12年7月、14年5月）で拒否権を行使している。

安全保障理事会は、「国際の平和及び安全の維持（憲章第24条第1項）」を主要任務としており、世界中のあらゆる地域から問題が持ち込まれ、理事国は、自国と直接の利害関係のない問題に対してであっても対応が求められる。また、総会や経済社会理事会においては、その加盟国や理事国の多さから、必ずしも問題に対しての発言は求められないが、安保理では理事国数の少なさとその責任の大きさから、ほぼすべての理事国が当該問題や決議案に対する見解を述べることになり、その時点での理事国の国際観が否応無く現れることになる。

本報告では、1971年の国連登場から現在までの国連安保理に持ち込まれた問題に対して中国が拒否権行使、つまり反対した事例、そして安保理で継続して論じられたトピックに対する中国の対応を検討することで、安保理における中国の行動を通じてその国際観を概観することを試みる。